

宇和島市農業委員会総会議事録

1. 開催日時 令和 3年12月1日(水) 午後1時30分から午後2時13分
2. 開催場所 宇和島市総合福祉センター4階大ホール

3. 出席委員 (43名)

会長 9番 小清水 千明
会長職務代理者 24番 山本 一也

農業委員

1番	赤松 俊雄	4番	上田 一徳
3番	今西 功尚	6番	大塚 武司
5番	大島 博雅	8番	河野 順子
7番	黒田 義人	11番	清家 儀三郎
10番	末光 亨	13番	谷本 宏明
12番	竹葉 邦政	15番	土居 喜三郎
14番	玉木 邦英	18番	藤岡 功
16番	冨永 文夫	20番	三好 春樹
19番	松本 武雄	22番	安並 繁行
21番	薬師寺 悦子		
23番	山口 一光		
25番	渡邊 与志樹		

最適化推進委員

1番	赤松 利秋	2番	井上 和久
		4番	梶原 茂夫
5番	河野 勇一郎	6番	佐々木 新仁
7番	滝澤 宇佐夫	8番	瀧水 朝男
9番	土居 和宏	10番	中尾 美千代
11番	中村 満永	12番	西村 守
13番	萩森 役義	14番	畠山 幸男
15番	平山 喜代重	16番	廣見 正信
17番	細川 一男	18番	宮口 卓士
19番	森 松実	20番	山本 豊紀
		22番	和田 恵子
23番	渡邊 鉄雄		

4. 欠席委員 (3名)

農業委員 2番 赤松 利彦

最適化推進委員 3番 氏原 邦弘 4番 梶原 茂夫
21番 吉見 一弥

5. 議事日程

議事録署名委員の指名

6番 大塚 武司 7番 黒田 義人

- 報告第1号 農地法第3条の3第1項の規定による届出について
 報告第2号 農地法第6条の規定による報告について
 報告第3号 農地法第18条第6項の規定による合意解約及び使用貸借合意解約通知について
 報告第4号 認定電気通信事業者の行う中継施設の設置に係る事業計画の照会に対する回答について
 報告第5号 農地転用許可後における工事進捗状況報告書について
 報告第6号 農地法第4・5条許可について
 報告第7号 農地法第5条の規定による許可の取消願について
 (令和3年10月16日～令和3年11月15日までの事務局処理事案)
- 議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請承認について
 議案第2号 農地法第5条の規定による許可申請承認について
 議案第3号 耕作放棄地に係る農地法第2条第1項の「農地」に該当するか否かについて
 議案第4号 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による宇和島市農用地利用集積計画(案)の決定について

6. 農業委員会事務局職員

事務局長	庵崎 正幸	次長兼管理係長	今西 愛典
農地係長	濱田 英樹	主任	藤部 尚子
主査	中川 弘徳	事務補助	山本 真由実

7. 産業経済部職員

農林課長 和田 恵朗

8. 会議の概要

《庵崎局長》

ご起立願います。一同礼、ご着席下さい。

携帯電話をお持ちの方は、電源を切られるか、マナーモード等への変更をお願いいたします。

《 会 長 》

現在の出席人数は農業委員23名、農地利用最適化推進委員20名であります。定足数に達しておりますので、令和3年12月定例総会を開会いたします。

《庵崎局長》

それでは始めに小清水会長より、ご挨拶をお願いいたします。

《 会 長 》

こんにちは。早いものでもう12月に入りました。今年もあと一ヶ月という事になり

ました。今年もコロナコロナでやっと明けてきたのかなと思いきや、新しいオミクロン株というのが発見されまして、日本でもナミビアの外交官の方が罹ってきたという事でございまして、同じ飛行機に乗っていた70人全員が濃厚接触者として14日間の隔離に入ったという事でございまして、日本国の対応も厳しいものがある。世界中でもその様な対応がなされておりました、予断を許さない状況になっております。一息付いたという気持ちがですねガラッと変わるかも分からない。それだけ感染力が強いという事で、皆様方も肝に銘じていただきたいという風に思っております。

昨晩は津島町の方で農業者と農業委員会の意見交換会を開催いたしました。多くの方に出席いただきまして、委員さんの方々大変お世話になりました。ありがとうございます。活発な意見が出まして、やはりこういう会議を開いていくのも必要だなという風に思っております。また今後出た意見を県、国の方に挙げていきたいなという風に思っておりますので、また皆様方のお知恵を借りたいという時もあるかもしれませんが、どうぞよろしくお願ひしたいと思います。

本日も重要な案件が揃っております。欠席の方もいらっしゃるけども、十分なご審議を頂きまして、ご検討されますようお願い申し上げまして簡単ですが挨拶とさせていただきます。どうぞよろしくお願ひいたします。

欠席報告をお願いします。

《今西次長》

はい。失礼します。今回は農業委員の赤松利彦委員、推進委員の氏原委員、梶原委員、吉見委員が所要のため欠席でございます。以上です。

《 会 長 》

それでは議事に入ります。本日の議事録署名人を指名いたします。本日の議事録署名人に大塚委員、黒田委員を指名いたします。

まず報告第1号から第7号までを議題といたします。事務局より説明をお願いします。

《今西次長》

(報告第1号から第7号までを議案書をもとに朗読、説明)

《 会 長 》

只今、事務局より報告第1号から第7号までの報告がありました。何かご質問等ないでしょうか。

(質 問 、 意 見 な し)

質問がないようですので、以上で報告を終わります。

次に議案第1号農地法第3条の規定による許可申請承認について、を議題といたします。

事務局より説明を求めます。

《今西次長》

(議案第1号議案書をもとに朗読、説明)

議案第1号、事案別の農地法第3条第2項各号の判断につきましては、お手元に配布の調査書のとおりであり3条2項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると事務局では考えております。以上でございます。

《 会 長 》

事務局の説明が終わりました。これより、担当委員に意見を求めます。

《山口委員》

それでは78番についてご説明いたします。譲渡人は遠隔地であり高齢でちょっと病気が出て、もうよう作らないという事で、地区で熱心に農業をしております○○○〇さんと話がまとまったようです。大変結構な話ですので問題ないと思います。

《山本一也委員》

失礼します。79番について説明いたします。○○○○さんは熱心な人柄であります。そして△△△△さんは耕作不便で遠方でありますので、□□□□さんは経営拡大とのことです。畑は野菜を栽培しているものです。

《竹葉委員》

失礼します。80番についてご説明申し上げます。今度、○○○○さん、樹園地の経営拡大のための小作地解約の対価という事で、△△△△さんと話がまとまり所有権移転の運びになりました。

《黒田委員》

失礼します。81番でございますが、ここは先程の4ページの46番の合意解約がありました、あの土地でございます。この場所は○○○○の近くで、借主の△△△△さんの地区は□□□□地区になっていますが、通作上は十分近い距離にあると考えており、何ら問題ないと思います。

《上田委員》

82番ですけれども、○○○○さんの経営拡大という事で何ら問題ないと思います。

《山本豊紀委員》

83番ですが、本件は改植事業の申請のための使用貸借権の設定で、いずれも身内間の貸借権設定という事で、何ら問題はないと思います。

《小清水委員》

84番についてご説明申し上げます。譲渡人の○○○○さんは体調不良で農業ができないという事でございます。息子さんがいらっしゃるのですがお勤めに出ておりま

すので、近くに畑があります△△△△さんが譲り受けるという事でございます。

□□□□さんは熱心に農業をされている方でございまして、何ら問題ないと思いません。

《山本豊紀委員》

それでは85番について説明いたします。これは所有権移転でございまして、○○○○さんが受人、△△△△さんが譲渡人という事でございます。□□□□さんから◇◇◇◇さんの方がお金を借りておりまして、それを返せないという事で物納という形でこの園地を物納したいという事で話がまとまったという事でございます。何ら問題ないと思えます。

《 会 長 》

担当委員の説明が終わりました。これより審議をいたします。

どなたかご意見はございませんか。

(質 問 、 意 見 な し)

意見がないようですので採決をいたします。

議案第1号農地法第3条の規定による許可申請承認について許可相当と思われます農業委員さんは挙手をお願いします。

(挙 手 全 委 員)

挙手全委員であります。よって議案第1号は原案のとおり許可することと決定いたします。

続いて、議案第2号農地法第5条の規定による許可申請承認について、を議題いたします。

事務局より説明を求めます。

《今西次長》

(議案第2号議案書をもとに朗読、説明)

議案第2号の転用許可基準の判断につきましては、お手元に配布の調査書のとおりであり、許可基準は満たしていると事務局では考えております。以上でございます。

《 会 長 》

事務局の説明が終わりました。これより、担当委員に意見を求めます。

《竹葉委員》

失礼します。22番についてご説明申し上げます。譲受人の○○○○さん。譲渡人の△△△△さんとは親子関係にあります。先月29日に会長始め事務局の皆さんと現

地の方を確認しに行つて参りました。ここにつきましては写真では見にくいとは思いますが、奥側にビニールハウスがちょっと錆びて、あまり使われていないのですがビニールハウスがあります。そこもほとんど今は栽培をしていない様な状況であります。

ここにお孫さん夫婦が自己住宅を建設したいという事で、今回、申請の運びとなりました。隣接する農地につきましては、ほぼ影響はないかなと思われまゝ。工事の際には土砂の流出等無いようにくれぐれも注意して行つようお願いをしました。

それと後、境界についてもハッキリ境界確認されておりますので問題ないかと思われまゝ。後、排水については手前の道路側の水路に流すという事でありまゝ。問題ないかと思われまゝ。

続きまして23番についてご説明申し上げます。これについては譲受人の〇〇〇〇さん材置場、塗装業を営んでおられます。その資材をそこに置きたいという事で、今回、申請を上げられました。ここに至つては四方八方全部住宅であります。まあ北側に少し畑らしきものはありますが、ほぼ家庭菜園といったレベルでございます。

そこも1段ちょっと高くなつておりますので、埋めた事によって土砂が流れ出るとか、雨水が侵入するとか、そういう問題はないかと思われまゝ。これについても問題ないかと思ひます。以上です。

《河野順子委員》

24番について説明します。〇〇〇〇さんの土地を息子の△△△△さんが譲り受けて宅地にするという申請です。この案件については11月29日に会長さん始め関係者にて現地調査を行つております。この農地を転用する事によって周囲に被害はなく何ら問題ないと思ひます。

《土居和宏委員》

25番について説明をいたします。譲受人の〇〇〇〇さんはここの出身でございます。ここに家を建てたいという事で、所有権移転の話が出たようでございます。なお、写真でもお分かりだと思ひますが、周りに農地はございません。住宅を建てるのに何ら問題ないと思ひます。

《河野勇一郎委員》

26番について説明をさせていただきます。〇〇〇〇さんの使用貸借権設定という事ですけども、これについては親子関係であります。そして11月29日に会長始め関係者皆さんとで現地確認をしたところでございますが、もう既にこの下手には地区の公民館が建つています。上側には個人の倉庫が建つていて何も問題ないと思ひます。

《 会 長 》

担当委員の意見が終わりました。これより審議をいたします。

どなたかご意見はございませんか。

(質 問 、 意 見 な し)

意見がないようですので採決をいたします。

ここで農業委員会等に関する法律第31条に基づきまして、松本委員の退席を求めます。

・・・・・・・・・・ 松本委員退席 ・・・・・・・・・・

採決をいたします。

議案第2号農地法第5条の規定による許可申請承認について、を承認されます農業委員さんは挙手をお願いします。

(挙 手 全 委 員)

はい。挙手全委員です。

よって議案第2号は原案とおりに承認することと決定いたします。

松本委員の入室を認めます。

・・・・・・・・・・ 松本委員着席 ・・・・・・・・・・

続いて、議案第3号耕作放棄地に係る農地法第2条第1項の「農地」に該当するか否かについて、を議題といたします。

事務局より説明を求めます。

《今西次長》

(議案第3号議案書をもとに朗読、説明)

《 会 長 》

事務局の説明が終わりました。

これより審議をいたします。

どなたかご意見ございませんか。

(質 問 、 意 見 な し)

意見がないようですので採決をいたします。

ここで農業委員会等に関する法律第31条に基づきまして、安並委員の退席を求めます。

・・・・・・・・・・ 安並委員退席 ・・・・・・・・・・

議案第3号耕作放棄地に係る農地法第2条第1項の「農地」に該当するか否かについて承認されます農業委員さんは挙手をお願いいたします。

(挙 手 全 委 員)

挙手全委員です。

よって議案第3号は原案のとおり承認することと決定いたします。

安並委員の入室を認めます。

・・・・・・・・ 安並委員着席 ・・・・・・・・

続いて、議案第4号農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による宇和島市農用地利用集積計画（案）の決定について、を議題といたします。

事務局より説明を求めます。

《今西次長》

（議案第4号議案書をもとに朗読、説明）

議案第4号の農用地利用集積計画につきましては、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると事務局では考えております。以上でございます。

《 会 長 》

事務局の説明が終わりました。これより担当委員に意見を求めます。

《廣見委員》

156番について説明いたします。〇〇〇〇さんと△△△△さん。賃貸借権の更新であります。□□□□さんは真面目に農業に取り組んでおられ何の問題もありません。

《渡邊与志樹委員》

157番から160番の説明をいたします。設定を受ける〇〇〇〇さんが△△△△さん、□□□□さん、◇◇◇◇さん、〇〇〇〇さんの農地を借り受けて耕作するという申請です。期間5年の更新です。

161番、〇〇〇〇さんが上田さんの農地を新規に借り受けて5年間耕作するという内容です。何ら問題はありません。

《松本委員》

失礼します。162番について説明いたします。譲受人は〇〇〇〇さんで、現在はハウスの用地として△△△△さんの田んぼを使用しております。丁度更新が来まして、令和4年から8年までの更新の契約ですので何ら問題はないと思います。

《中村委員》

163番から166番まで説明いたします。4人共〇〇〇〇との更新なので問題ないと思います。

《清家委員》

167番ですがこれも更新ですので問題ないと思います。

《大塚委員》

168番、〇〇〇〇君です。隣接の△△△△さんがこの夏より体調を壊されまして、耕作者を探していた所、□□□□が作って良いという事で何ら問題はないと思います。

《末光委員》

169番の説明をさせていただきます。〇〇〇〇さんの土地これ△△△△ですが、□□□□さんが新規に5年間耕作するという事で、◇◇◇◇さんは熱心にやられているという事で問題ないと思います。

《安並委員》

170番は更新であります。〇〇〇〇さんが耕作するという事で何も問題ないと考えております。

《土居和宏委員》

171番、それから23ページの172番につきまして説明いたします。利用権の設定を受ける〇〇〇〇さんは地道に農業に取り組んでおられます。利用権設定をする方、△△△△さんは90歳という事で、□□□□さんにずっと耕作を依頼されておられます。更新でございます。171、172共に問題ないと考えております。

《瀧水委員》

173番について説明いたします。173番は双方合意の更新でございますので何ら問題ありません。

《畠山委員》

174番から178番までについて説明いたします。5件全て更新でございます。設定を受けるのは農事組合法人でありまして、今までどおり耕作するという事なので、何ら問題ありません。

《小清水委員》

179番について説明申し上げます。これは新規の案件ですが、〇〇〇〇の△△△△さん、ここの畑はこれまで□□□□さんがずっと作っておりました。作っていたのですが契約をしていなかったという事で、今回、契約を新たにするという事になりました。◇◇◇◇さんはお父さんと一緒に熱心に農業をされている方で何ら問題ないと思います。

《上田委員》

180番について説明させていただきます。これは新規である〇〇〇〇さんが使用

貸借権の設定を受けるという事で何ら問題ないと考えております。

《小清水委員》

先程、説明がありました181番から249番、250番から268番についてご説明申し上げます。

181番から249番の貸出人は〇〇〇〇地区に農地を持たれる方でございます。

250番から268番の貸出人は△△△△地区、□□□□地区に農地を持たれている方々でございます。借り人はいずれも◇◇◇◇で中間管理権を取得する目的です。これらの農地は圃場整備を目的として農地中間管理機構関連農地整備事業をして整備するもので、機構からの借受者も決定しており問題ありません。

なお、機構からの借受者はそれぞれ地元が立ち上げた農事組合法人です。来年に機構から借受人への農用地利用配分計画案が提出される予定となっております。以上でございます。

《 会 長 》

担当委員の説明が終わりました。これより審議をいたします。

どなたかご意見はございませんか。

《黒田委員》

はい。ひとつ教えていただきたい事があるのですが、ただ今、会長が説明されました〇〇〇〇地区、△△△△地区。これは15年2ヶ月と非常に長くなっておりませんが、先程事務局の説明では中間管理機構が使用貸借権の設定をした後、令和4年から3年かけて工事、圃場を完成させると、させた後はそれぞれみんなに配分する計画とおっしゃったのですが、今の会長のご説明では地元には既に農事組合法人、そういった所が管理機構から再び借り受けるという。そういうご説明だったと思うのですが、これは所有権は利用権を設定するために留めたもので、使用貸借の所についてなのですが、これはその先の地元の法人も決まって、配分計画も来年には決まっている。という説明だったのですが、ちょっと分かりづらいという事と、一番聞きたかった事が、賃借料、作物が水稻になっているのですが、これらが使用貸借で賃借料ですが、もう一回来年に新たに配分計画が明らかにされたら、再び借りる土地について審議をするという形になるのですか。

《 会 長 》

事務局より説明をお願いします。

《今西次長》

はい。失礼します。この中間管理機構が借り人という行為については、中間管理権を中間管理機構が取得するという事になります。中間管理権を機構が設定をして、機構が認める地域の担い手に貸すという行為ではなく、配分するという行為になります。

今後は、来年2月の総会に機構が定めている担い手に配分されていくようになると思

います。それで圃場整備の工事だけがされて実際作れないのに配分っていうのはおかしいんじゃないかという疑問は確かにあるんですが、その配分をしないと圃場整備が実施できないということでもありますので、そこは機構関連事業の流れという事でご理解いただいたらと思います。

工事の採択年度については現在令和4年から完了が令和9年と聞いております。圃場整備を一括で整備する訳じゃなく、一区画一区画、一年一年完了して整理して行くっていう形になるので、水稻農家としては工事をしている間の一作は耕作出来ないであろうとの確認は出来ております。最低一作は出来ませんが、完了した所から配分されて、作付けはして行って、完了予定年日は令和9年という事を確認はしております。以上です。

《 会 長 》

それと使用貸借については機構が物納という事が出来ない訳です。新米を謝礼として渡すという予定でありますので、あくまでも使用貸借という形になっております。

《黒田委員》

ここで認めるのは賃借権を認めるのか、使用貸借権を認めるのか、それは大事な事だと思うのですが、ちょっとそこらが分かりづらい。

《 会 長 》

事務局お願いします。

《今西次長》

はい。今回の機構関連につきましては全て使用貸借権の設定です。

《黒田委員》

分かりました。

《 会 長 》

他にございませんか。

(質 問 、 意 見 な し)

他に意見がないようですので採決をいたします。

ここで農業委員会等に関する法律第31条に基づきまして、安並委員の退席を求めます。

・・・・・・・・ 安並委員退席 ・・・・・・・・

採決をいたします。

議案第4号農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による宇和島市農用地利用集積計画（案）の決定について承認されます農業委員さんは挙手をお願いします。

（ 挙 手 全 委 員 ）

挙手全委員であります。よって議案第4号は原案のとおり承認することと決定いたします。

安並委員の入室を認めます。

・・・・・・・・ 安並委員着席 ・・・・・・・・

以上で令和3年12月定例総会の議案を終了いたします。